Press Release
愛知県豊川市

ともにかなえるなら とよかわ

令和８年１１月１３日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

令和８年１１月１３日付

市役所職員の懲戒処分について

令和８年１１月１３日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

記

１　所属及び職種　　豊川市役所市民部　主事
２　年齢及び性別　　５０代　男性
３　処分内容　　戒告
４　処分理由
⑴　事案概要
当該職員は豊川市情報セキュリティポリシーにより庁外への持ち出しが原則禁止されている情報であることを認識しながら、自宅の私用パソコンで作業を行うため、所管する職員の評価情報などを含む個人情報データにパスワードを設定しない状態で私用メールアドレス宛に送信した。その際、メールアドレスを誤ったため、ドッペルゲンガードメインと呼ばれる第三者が不正目的で設定した宛先に到達している可能性があることから、職員の個人情報漏えいが疑われる事態を引き起こし、公務の運営に支障を生じさせた。
⑵　処分理由
地方公務員法第３３条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第２９条第１項第２号「職務上の義務に違反した場合」に該当するもの。
５　処分年月日
令和８年１１月１３日
６　管理監督責任
⑴　対象者　　市民部長、市民部次長
⑵　措置内容　　訓告

市長コメント
今回の事案を受け、メール送受信におけるシステム上のセキュリティ対策

は既に強化しましたが、今後このようなことが二度と起きないよう、全職員に対し、個人情報保護及び情報セキュリティポリシー遵守の重要性についても、再度周知徹底を図りました。引き続き、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【お問合せ先】
豊川市役所　総務部　人事課：鈴木・松山
TEL：0533-89-2122　Eメール：jinji@city.toyokawa.lg.jp